

江南市下水道使用料のあり方について

答 申 書 (案)

令和4年5月25日

江南市下水道事業経営審議会

【目次】

はじめに	1
1. 答申	2
2. 下水道使用料のあり方	3
(1) 使用料改定の時期	4
(2) 使用料算定の期間	4
(3) 下水道使用料体系	4
おわりに	6
審議会委員名簿	7
審議会開催概要	8

はじめに

下水道は、汚水を排除することで、生活環境を改善するほか、雨水による浸水の防除、河川などの公共用水域の水質の保全など、快適な市民生活のために重要な役割を担っている。

平成 14 年度に供用開始した江南市下水道事業は、令和 2 年度から公営企業会計に移行し、令和 3 年 3 月に中長期的な経営の基本計画である「江南市下水道事業経営戦略(以下「経営戦略」という。)」を策定している。それにより、財務状況及び下水道事業の抱える課題が明確化され、より一層の効率的かつ円滑な経営が求められており、持続可能な下水道事業の経営を実現するためには、必要な財源の確保に取り組むことが必要となっている。

令和 3 年 8 月 10 日に江南市長から「江南市下水道使用料のあり方について」の諮問があり、それに対して、本審議会では、江南市下水道事業の現状及び将来の見通しなどに関する様々な資料に基づいて、使用者に急激な負担増が生じないよう配慮しつつ、経営の安定化を目指した使用料体系について慎重な審議を重ねた。

ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

1. 答申

江南市の下水道使用料のあり方について審議した結果、下水道は整備区域を限定していることから、整備区域外の市民が負担する税金も財源に含む多額の基準外繰入金による一般会計の負担を早期に是正し、また、企業債による将来世代の負担が過剰にならないよう、使用料の改定を通じて適正な負担とする必要があると判断した。

今後も水洗化率の向上や経費削減の取り組みを継続することが前提となるが、将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、財政基盤の強化及び下水道事業の持続に資することができる使用料体系を構築することが必要である。

なお、新型コロナウイルス感染症による地域経済や市民生活への影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないように、段階的な使用料改定が望ましいとの観点により、次のとおり改定すべきとの結論に至った。

【令和5年度から令和8年度の使用料体系】

(税込)

用途	基本使用料	従量使用料(1 m ³ につき)		改定率※
一般汚水	671 円 (+43.5%)	1~5 m ³	26.4 円	—
		6~10 m ³	108.9 円	+16.5%
		11~20 m ³	122.1 円	+16.8%
		21~30 m ³	154.0 円	+16.7%
		31~50 m ³	185.9 円	+16.6%
		51~100 m ³	204.6 円	+16.3%
		101~500 m ³	244.2 円	+16.8%
		501 m ³ ~	264.0 円	+11.6%
浴場汚水 (改定なし)	4,675 円 (~100 m ³)	101 m ³ ~	51.7 円	—

※現行比

【令和9年度以降の使用料体系】

(税込)

用途	基本使用料	従量使用料(1 m ³ につき)		改定率※
一般汚水	770 円 (+14.8%)	1～5 m ³	30.8 円	+16.7%
		6～10 m ³	121.0 円	+11.1%
		11～20 m ³	135.3 円	+10.8%
		21～30 m ³	170.5 円	+10.7%
		31～50 m ³	205.7 円	+10.7%
		51～100 m ³	227.7 円	+11.3%
		101～500 m ³	269.5 円	+10.4%
		501 m ³ ～	293.7 円	+11.3%
浴場汚水 (改定なし)	4,675 円 (～100 m ³)	101 m ³ ～	51.7 円	—

※ 令和5年度比

2. 下水道使用料のあり方

現在の使用料体系は、基本使用料は用途別であり、一般汚水の従量使用料は逡増型(排出量の区分が上位になると使用料の単価も高くなる)を採用している。

また、下水道事業における使用料の基本原則は、下水道法第20条第2項に以下のよう規定されている。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと

なお、公益社団法人日本下水道協会が発行する「下水道使用料算定の基本的考え方(以下「基本的考え方」という。)」には、基本原則に基づく使用料体系の設定方法が示されている。

本審議会では、使用料のあり方を考えるにあたり、この基本原則を遵守し、安定した収入の確保、少量使用者への配慮、負担の公平性の観点を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり判断した。

(1) 使用料改定の時期

経営戦略の策定により、早期の使用料改定の必要性が明らかとなっている。また、経営戦略の計画期間内である令和12年度までの単年度収支の黒字化を達成するためには、国が求める水準でもある使用料単価 150 円/m³ (税抜) を早期に達成することが必要である。

使用料改定の時期が遅れると、その反動が大きくなることから、使用料の改定が必要であることが明らかである以上は、出来るだけ早期に実施することが望ましい。但し、水道料金の改定時期等を考慮し、使用者に急激な負担増が生じないように配慮が必要であることから、令和5年度及び9年度の2段階で改定することが適当であると判断した。

(2) 使用料算定の期間

基本的考え方では、使用料は日常生活に密着した公共料金としての性格から、出来るだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。このことから算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当であるとされている。

江南市下水道事業においては、経営戦略の中で4年毎に改定するものとして財政計画を策定しているが、江南市水道事業は水道料金を原則5年間で算定するものとしていることを踏まえ、水道料金の改定時期を考慮しながら算定することが適当であると判断した。

(3) 下水道使用料体系

① 二部使用料制

基本使用料は、使用水量の有無に関わりなく発生する固定費(使用料徴収経費や下水道施設の減価償却費など)を賄うものである。従量使用料は、使用水量に応じて単位水量当たりの価格により賦課されるものであり、現在も基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を採用している。

基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制は、経営の安定性の確保に有効とされているため、今後も現行通り二部使用料制を採用する方法が有効であると判断した。

②基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定

下水道事業は、施設整備にかかる投資費用が大きく、固定費の割合が極めて高い事業である。使用料として回収すべき費用の大部分は固定費であり、基本使用料によりこの費用を賄うことが可能であれば、使用水量の減少に対しても、安定的な事業継続が可能となる。

基本的考え方を参考にし、今後の使用水量の推移や老朽化対策などを踏まえると、基本使用料の割合を高めることが適当である。一方で、基本使用料で賄う固定費の割合を高めた場合、使用水量の少ない一般家庭などの使用料が高額になることから、徐々に基本使用料の割合を高めていくことが現実的であると判断した。

③基本水量の設定

基本的考え方では、基本水量制ではなく、対象とする水量区分について使用料単価を抑制的に設定した従量使用料を基本使用料に加えた使用料体系とすることが有力な選択肢とされている。

現在の基本使用料には、一月当たり5^mの排出量を基本水量として含んでいるが、基本水量の範囲内での使用については使用料が一律となることから、負担の公平性に鑑み、基本水量は廃止とすることが適当であると判断した。

④従量使用料の逡増度の設定

基本的考え方では、大量排水は、資本費の増大要因となること、また、大口使用者の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨から、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用する場合、逡増度の設定にあたっては、水量区分ごとの排水需要への影響を勘案し、地域の実情に対応した適切なものとしなければならないとされている。

本改定においては、現状より過度な負担増とならないよう少量使用者に配慮し、最低従量単価を低額に抑えたうえで、今後の大口使用者の接続促進のため、最高従量単価の逡増度についても抑制することが適当であると判断した。

⑤従量使用料の水量区分の設定

基本的考え方では、水量区分を概ね3段階から9段階とし、排水需要実態等を考慮して使用料単価を決定することとされている。

本改定における改定率は小さくなく、併せて水量区分も変更すると、使用者へ更なる影響が出ると推測される。そのため、基本水量廃止により最低水量区分を新たに増やす以外は現行と同じとし、水量区分を7段階から8段階に変更することが適切であると判断した。

⑥用途別使用料の設定

現状同様、公衆浴場用のみ設定することが適切であると判断した。

おわりに

本審議会において審議を重ねた結果を、答申として取りまとめた。

下水道事業を将来にわたって安定的に続けていくためには、適正かつ計画的に下水道施設の整備・維持管理や今後の更新への対応を進めていく必要がある。事業の効率化等、経営基盤強化のための取り組みをより一層推進するとともに、経営に必要な財源を確保することが必要であり、今回の答申は、下水道事業の基盤となる財源の強化の方向性を示したものである。

この答申で示した「下水道使用料のあり方について」が、江南市下水道事業の今後の健全な経営の維持に寄与し、次世代に引き継ぐことができるよう希望する。

江南市下水道事業経営審議会 委員名簿

役職等	氏 名	選 任 の 区 分
会長	横山 幸司	学識経験者 滋賀大学産学公連携推進機構社会連携センター
副会長	鈴木 貢	市議会議員
委員	掛布 まち子	市議会議員
委員	浅野 敏夫	各種団体 江南商工会議所
委員	小川 隆史	各種団体 愛知北農業協同組合
委員	柴田 喜充	各種団体 東邦ガスネットワーク株式会社
委員	古田 みちよ	各種団体 市民団体「江南市ふじの実会」
委員	奥村 真也	学識経験者 税理士
委員	深尾 俊一	公募市民
委員	水野 裕子	公募市民

江南市下水道事業経営審議会 開催概要

回	開催日	テーマ	内 容
第 1 回	令和 3 年 8 月 10 日	下水道事業経営 審議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員、職員の紹介 ・会長、副会長の選任
		下水道事業の現 況と下水道使用 料の見直しにつ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道使用料のあり方について」（諮問） ・江南市下水道事業の現状分析 ・下水道使用料の体系
第 2 回	令和 3 年 10 月 26 日	下水道使用料改 定案について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定案の検討
第 3 回	令和 4 年 1 月 18 日	下水道使用料改 定案について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定案の検討 ・パブリックコメントの実施について
第 4 回	令和 4 年 5 月 25 日	下水道使用料の あり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・答申